

公益社団法人厚木市シルバー人材センター配分金規程

(平成24年4月1日 規程第16号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員の就業に伴う配分金について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程について、「配分金」とは正会員がセンターをとおして就業した仕事が終了したとき、発注者から得た報酬を正会員の就業報告書に基づいて算出しセンターから支払うものをいう。

(配分金の支払方法)

第3条 センターは、就業した正会員に対するその配分金を原則として口座振込みで、その全額を支払うものとする。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日)

第4条 配分金は、毎月末日に締切り、翌月25日（その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第5条 会員の就業に対する配分は、神奈川県における最低賃金等を考慮して、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積単価基準)

第6条 センターは、会員の配分金の見積単価基準について、仕事の種類、内容等を考慮して理事長が理事会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第4条の規定は、平成29年6月1日以後の就業に係る配分金について適用する。